

奈良教育大学学外端末接続規則

平成19年3月16日

制 定

改正 平成23年3月24日規則第22号

改正 平成26年3月20日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学キャンパスネットワーク利用規則（平成19年奈良教育大学規則第25号。以下「ネットワーク規則」という。）第7条の規定に基づき、学外端末を用いて奈良教育大学キャンパスネットワーク（以下「キャンパスネットワーク」という。）に接続すること（以下「VPN (Virtual Private Network) 接続」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 学外端末とは、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）が設置している端末以外から公衆回線を介し接続する端末をいう。

(利用目的)

第3条 VPN接続を利用する目的は、ネットワーク規則第2条に準ずる。

(利用資格)

第4条 VPN接続を利用できる者は、ネットワーク規則に規定する利用者ID (Identification)を取得している者とする。

(利用申請・承認等)

第5条 接続を希望する者は、所定の学外端末接続申請書を、次世代教員養成センター長に提出しなければならない。

2 次世代教員養成センター長は、前項の申請書を受理し、適当と認めた者（以下「接続者」という。）については、接続IDとパスワードを発行する。

3 接続の有効期限は、当該年度内とする。ただし、本学の教職員については在職期間中、本学の学生については在学期間中は、自動的に更新されるものとする。

(禁止行為)

第6条 接続者は、利用に際し、次の行為をしてはならない。

- 一 ネットワーク規則第6条に準ずる行為
- 二 本学の情報を第三者に提供する行為
- 三 学外端末を使用し又は中継して、キャンパスネットワークと他機関のネットワークと接続又は中継する行為

(利用の停止・取消し)

第7条 次世代教員養成センター長は、次の各号の一に該当する接続者について、利用を停止することができる。

- 一 前条に規定する禁止行為を行ったとき。

- 二 学外端末接続申請書の記載内容に虚偽があったとき。
 - 三 キャンパスネットワークの利用を停止されたとき。
 - 四 キャンパスネットワークの利用資格を取り消されたとき。
 - 五 この規則の遵守義務を怠ったとき。
- 2 次世代教員養成センター長は、前項に定める行為等を行った者に対し、次世代教員養成センター運営委員会（以下「委員会」という。）の承認を経て、利用資格を取り消すことができる。

（接続者の義務）

第8条 接続者は、接続ID及びパスワードが第三者にもれたときは、遅滞なく、次世代教員養成センターに届け出なければならない。

- 2 接続者は、国内外の他のネットワークを経由するとき、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければならない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、委員会の承認を経て、次世代教員養成センター長が決める。

附 則

この規則は、平成19年3月16日から施行する。

附 則（平成23年規則第22号）

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成26年規則第15号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。